

静止気象衛星ひまわりの運用等事業
有識者等委員会 議事録

(目次)

第1回	静止気象衛星ひまわりの運用等事業有識者等委員会……………	1
第2回	静止気象衛星ひまわりの運用等事業有識者等委員会……………	6
第3回	静止気象衛星ひまわりの運用等事業有識者等委員会……………	10
第4回	静止気象衛星ひまわりの運用等事業有識者等委員会……………	15
第5回	静止気象衛星ひまわりの運用等事業有識者等委員会……………	18
第6回	静止気象衛星ひまわりの運用等事業有識者等委員会……………	19

注1：本議事録では、応募グループの固有ノウハウに係る部分は省略しております。
なお、応募グループ固有ノウハウ保護の観点から、本議事録に関するご質問にはお答えできませんのでご了承ください。

注2：第5回有識者等委員会において、事業者ヒアリングを実施いたしましたが、提案者固有のノウハウが多く含まれているため、ヒアリングの内容及び質疑応答については省略しております。

第1回 静止気象衛星ひまわりの運用等事業 有識者等委員会

1. 日時 令和6年10月23日（水）15:00—16:40

2. 場所 気象庁7階会議室1

3. 議題

（1）事業概要について

（2）事業者選定基準について

（3）その他

4. 議事要旨

開会

委員の紹介

設置要綱の確認

委員長の選出（互選により、足立委員を委員長に選出）

副委員長の選出（互選により、難波委員を副委員長に選出）

（1）事業概要について

事務局：資料の説明

委 員：静止気象衛星に関する懇談会での議論を踏まえて事業概要をまとめられたものと理解している。

委 員：現行事業で使用している既存設備（アンテナ等）を次期事業者への無償譲渡を「可能とする」との表現について、義務化しない意図はどういったものか。
また、既存設備を有する現行事業者が拒否する可能性等はあるのか。

事務局：潜在的な事業者において別途利用可能なアンテナ等を持っている場合や、他の用地に新規整備する可能性があるため、既存設備の使用については義務化しないという趣旨である。このような入札条件とすることについて、既存設備の所有者である現行事業者と合意済みである。

委 員：次期事業者が使わない場合、既存アンテナは廃棄するのか。

事務局：現行事業の終了時において、国有地上のアンテナ等は現行事業者に対して撤去・原状回復及び土地の返還を求めている。民有地上の資産は所有する民間事業者において任意に再利用・撤去等がなされる。

委 員：次期事業者が望めば使用可能である、と理解した。

委 員：附帯事業について、衛星の製造及び打上げは別事業であることと、特注の衛星であることを踏まえると、衛星そのものへの相乗りミッション等、衛星機能に依存する附帯事業は提案できないものと理解している。提案の可能性としてどのようなものが考えられるか。

事務局：ご認識のとおり衛星への機能追加は提案できず、観測データについても気象庁が無償提供しているため有償販売に適さない。優れた提案であれば事業費の節減に資することが期待できるものの、具体的にどのような附帯事業が可能であるかについては事務局では想定しにくいことから、本体事業に悪影響を与えない範囲で、アイデアがあれば提案の余地があるという方式にしている。

委員：附帯事業の提案を積極的に求めるものではなく、あくまで提案を禁止しない、という程度の方針と理解した。

委員：現行事業は大規模な資金調達が必要であったこともあり、金融系企業が代表企業になっている。次期事業では整備費が一括払いに変更されており、長期の借入れが不要となっていることから、金融系企業が必ずしも代表企業でなくてもよい。運用担当企業を代表企業とする等の指定をすることも可能ではないか。

事務局：資金調達と返済期間の関係についてはご理解のとおり。一方で代表企業については、現行事業においても特段の指定をしておらず、次期事業においても同様の認識である。

事務局：現行事業の提案時点において、PFI 事業の実績・ノウハウを有するリース企業が代表企業を担当する組成で提案されたものと考える。次期事業においても、あえて代表企業を指定せずとも、PFI 事業に関するノウハウがあれば代表企業になってもよいと考える。

委員：類似の要件設定をした事例があったため論点提起したが、考え方について理解した。

委員：PFI 事業は、民間事業として事業者の利益を加味したものであるのか。例えば事業者の利益込みで価格を提案されるのか、もしくは精算払い等の支払い方になるか。

事務局：安定的な事業の実施に対して必要な費用と適正な利益を支払うものであり、民間事業者の利益を含む形で実施する。現行事業では気象庁から現行事業者への支払いに同社の利益が含まれている。

委員：民間事業者の利益を含めた上で、発注者にとって VFM が創出される、という整理がなされているものと思料。そのあたりを提示・説明頂ければわかりやすいのではないか。

事務局：これからの作業である。

(2) 事業者選定基準について

事務局：資料の説明

委員：金利変動リスクについて、見積から契約までの間に金利が変わってしまう点がリスクであると考えてよいか。海外調達品の価格が高騰するリスクは想定されるか。

事務局：契約金額が決定する入札の日から、実際に金利が確定する融資実行の日までが金利変動の影響を受ける期間となる。その他、海外調達品については為替リスクの方が該当するものとする。

事務局：また、現行事業では事業の最終年度まで整備費の支払いがあるものの、次期事業では整備費が一括支払いであるため、リスクが発生する期間は短くなる。相対的にリスクは小さくなるものの、リスク対策に関する提案は評価するため、評価対象から完全に除外しなくてもよいとも考える。

委員：整備費について、完工後の一括支払いであり、通常の建設工事のような年度払いや前払いがあるものではないと理解してよいか。

事務局：未確定であるが、出来高払いのような考え方も可能性としてありうると考える。

委員：完工後一括支払いの場合は整備期間中の資金調達が必要となり、短期間ながら借入れに対する資金調達リスクは存在する。支払い方法と連動するため、合わせて考えてもよいのでは。

委員：現行事業では長期間の割賦払いであるが、次期事業では運用開始までに一括で支払うことで金利変動リスクを負う期間が短くなっている点は理解した。建設期間はどの程度か。

事務局：落札者の決定からおおよそ3年から3年半程度が見込まれる。

委員：完工後一括支払いの場合には、その建設期間中の金利変動リスクはあるということ。残存するリスクに合わせて評価方針を考えることが想定される。建中期間の金利固定方法などにおいて、提案の巧拙が表れるかもしれない。

委員：他事例では既存施設の引継ぎ方法について評価対象としている事例もある。既存施設を有する現行事業者が過度に優位になることを避けている趣旨は理解する一方で、何らかの評価ポイントがあってもよいのでは。施設の引き取り検討のため個別の体制を作っている事例もあり、提案を求めるか、評価対象とするか等、事務局側で整理したうえで既存施設の使用に関する提案をさせるのがよいのではないか。競争入札の手続きでは、どのような事業者が来てもそれぞれの提案を適切に評価できるようにすべきと考える。

委員：新規参入の事業者に対しては、引き継ぎ（受け取り）に関する提案と評価のチャンスを与え、現行事業者に対しては、現行事業者であるからこそ可能な提案をしてもらいそれを評価する。このように、それぞれの強みを出してもらい、それぞれを評価するという形となろうか。

事務局：他の委員からも類似のご意見を頂いている。

委員：現行事業者が継続して円滑・安定的に実施できるメリットも大きいため、継続による効果をまったく排除しなくてもよいのでは。現行事業者と新規事業者との公平性への配慮については理解する一方で、本事業衛星特有の問題に精通していること、対応した実績があることは、安定的な事業遂行に関して優れていると言える。この点を加算点評価において評価対象に加えてはどうか。衛星の運用経験の有無は大きな差であり、同種衛星の運用経験がある者はさらに適していると考えてよい。

委員：気象衛星特有のノウハウに関する考え方についてのご意見と理解した。事務局の懸念のとおり、現行事業者が過度に優位にならないようなバランスを取りつつ、最適解に向けて検討頂きたい。

委員：加算点評価項目について、体制等の評価等が複数項目に含まれており、同様の提案が各項目において重複して評価されることがないか懸念される。複数箇所に重複して記載することが可能な提案内容については、どの項目で評価するのかが整理する必要がある。事務局にて、評価対象とすべき項目については一定の識別をお願いしたい。

11号を見据えた拡張性の要求については、新たに評価点を配点することが考えられる。拡張性の評価方法について、「その他の優れた提案」等の項目を設けて評価すること等も想定される。評価項目にない提案内容は評価できないため、評価対象に含むことができる余地を一定程度設けてもよいと思われる。「安定的な事業の遂行に貢献する出資計画」という項目は各社の提案であり差が付かないのではないかと。また、資金調達計画についても、融資の予約や関心表明を得る程度で、各社同様の提案になる可能性がある。各応募者で似たような提案が想定される箇所については点差もつけにくく、その分の評価点を他の配点に置くことも考えられる。

事務局：ご意見のうち、11号を見据えた拡張性については加算点として評価対象にしたいと考えている。出資計画については気象庁側だけでは判断しにくく、有識者委員からの知見・示唆を頂きたい。

委員：サービス購入型事業ということもあり、出資計画や資金調達計画にはあまり差が付きにくい。配点の軽重をどの程度にするか検討してもよいかもしれない。拡張性については要求水準に含む事項であればどこかで評価できることが望ましい。附帯事業に係る提案等も含め、前向きに評価できる内容があった際に、「その他の提案」などとして評価できるようにすることを検討してもよいかもしれない。

委員：事業収支計画に関する提案の1点目、「考え方は明確か」との評価ポイントであるが、「考え方」以外に、「事業収支計画そのものが妥当であるか」、という観点で見るべき。また、資金調達に関する評価ポイントが現行事業では

3 項目あり、これは次期事業においては適宜まとめてもよいかもしれない。

事務局：各委員の意見を踏まえて評価項目・配点案を作成し第2回委員会で審議いただくことを想定している。また直近の国の方針として、ワークライフバランスや賃上げ表明に関する評価を加算点に含むことも想定される。

委員：ワークライフバランス等の評価項目については、必ずしも100点満点の内数に設定しなくてもよいと思われるので、事務局と相談したい。

委員：事務局にて検討事項は多めに出していただき、削る方向での検討が進めやすい。

委員：入札書類については表や数値ではなく文章表現が上手な提案者が優位になることはあるか。

事務局：提案書を作成・提出する際には文章表現が含まれるが、表現の優劣というよりもその具体的な内容のほか、事業への理解度等についてヒアリング等で確認することが可能である。

(3) その他

指摘事項なし

閉会

第2回 静止気象衛星ひまわりの運用等事業 有識者等委員会

1. 日時 令和6年12月17日（火）15:30－17:00

2. 場所 気象庁7階会議室1

3. 議題

（1）実施方針に関する主な質問・回答案

（2）事業者選定基準の審議

（3）その他

4. 議事要旨

開会

配布資料の確認

（1）実施方針に関する主な質問・回答案

事務局：資料の説明

委員：1.（2）譲渡可能なアンテナについて現地視察が可能か、複数の質問が寄せられている。現行事業者でない者にも共通の条件を設定するため、視察は重要なプロセスとも考えられるが、一次審査通過後等の段階でも視察はできないか。

事務局：現地視察を実施しない理由は二点ある。一点目は、応募者が相互に認識できない方式としているところ、現行事業者のアンテナサイトを視察することで、競合者がどこなのかが現行事業者に特定されてしまう。二点目は、アンテナ機器類は現行事業者のノウハウや機密情報を含むものであり、情報管理上の懸念がある。これらの懸念を踏まえて、設計書や設備のリスト、故障履歴等の情報開示によって現地視察に代えている。

委員：2.（1）3機同時運用を行う「一時的」の期間について、具体的に回答しては。

事務局：質問の趣旨は3機同時運用の有無を問うものであり、期間については直接問われていなかったため回答案の記載としていた。おおむね3か月程度と見込んでおり、「数か月程度」等の記載を検討する。内容としては、後継機の整備が行われる場合、運用開始前試験の際には、運用中の9号・10号に10号後継機の試験運用を加えた3機運用が発生するもの。なお、同一軌道上での3機運用は10号後継機に限らず、8号・9号の運用中に10号の試験を実施する際も同様の対応が発生する。

委員：3.（1）、維持管理費の年度ごとの提案額による支払いを求める質問について、質問者の意図はどのようなものか。

事務局：維持管理業務には部品交換など、数年ごとに発生する業務が含まれる。質問

者はそれぞれの年度に想定する維持管理費用に合わせる形で、各年度で異なる金額の対価を受け取りたい旨の意図と思われる。

委員：毎年均等に支払われる対価をどのように各年度の業務に割り付けて使うかについても、事業者の裁量と理解した。

委員：本件については運用費も含めて複数の質問が寄せられているが、考慮の必要は特段ないという整理でよいのか。サービス購入型 PFI 事業では一般的に均等払いが多いと思うが、事業者の依頼に合わせた不均等の支払い方は実務上の懸念があるか。

事務局：不均等の支払いも事務手続き上は可能である。一方で、サービス購入型 B00 方式の本事業においては、維持管理業務においていつ・どのような費用が発生するかは整備・維持管理を実施する事業者の裁量である。発注側の想定する費用割り付けと異なる可能性もあり、均等払いとすることが理にかなっていると考えます。

事務局：気象庁としては、PFI 事業のメリットとして、各年度の予算平準化も期待しているところである。事業者側の想定に応じて各年度の予算額を変動させることは調整負担も大きいことから、均等払いを採用している。質問に対しては、各年度で発生する総費用を均等払いする趣旨で「原案のとおり」と回答している。

委員：3.（3）NICT 負担額の回答の記載方針について、「落札者決定後」とされていることの趣旨は。落札後でなければ負担額が決定しないのか。または落札された者によって負担額が異なる可能性があるか。

事務局：落札総額の決定後に気象庁と NICT の分担を決めるという趣旨である。「落札“金額”の決定後」等の表現について検討する。

委員：一次審査は参加資格確認とのことであるが、入札価格はどのタイミングで積算されるか。機器スペック等の詳細が開示されなければ積算できないのでは。

事務局：一次審査通過後に情報開示と積算のタイミングを設けている。加算点評価の対象となる二次審査資料の提出と同時に入札を行うこととなる。

（2）事業者選定基準の審議

事務局：資料の説明

委員：第1回委員会での意見について、欠席委員からの意見も含めて調整いただいた。各委員のご意見が網羅されているか、対応方針に問題がないか、また新たな意見がないか等の観点で伺いたい。

【各評価項目に関する審議】

委員：4.（1）システムの引継ぎは一般的に難しいものであり、本事業の主要論点である。「引継ぎを考慮した業務体制」はどのような提案を期待している

のかわかりにくく、より具体的な記載としては、引継ぎを受ける側の新規事業者は提案余地が大きいものの、現行事業者は引継ぎ体制について記載しないのでは、また、体制の提案のみで評価できるものかわからない。

事務局：まず、引継ぎのうち、9号衛星については国の重要物品であり、適切に引き継がせるために国の責任において現行事業者から必要な情報を提供させる。現行事業者が所有するアンテナ等の既存設備については、引継ぎの採否は次期事業者の任意であり、次期事業者に責任を負わせることとしている。なお、仮に現行事業者と同一構成のグループが再度落札した場合でも、次期事業のためのSPCは新たに会社を設立するため、現行事業者から次期事業者への何らかの引継ぎが発生すると考えられるため、提案を求めるとともに評価項目を置いている。

委員：引継ぎ体制については必須項目ではなく加算点項目としているが、引き継ぎの体制が十分であるかどうかは必須項目とすることは考えうるか。

事務局：基礎点相当の業務は要求水準書に記載しており、必須事項として記載させることとなる。加えて国が特に重視する項目については加算点項目としている。

委員：現行事業者グループからの提案においては、現行事業を盤石に遂行した強みを背景とする提案が主になされるのではないか。一方で、新事業者からは引継ぎの提案もなされることが想定され、両者を比較していずれが優れているか評価する、という考え方でよいか。

事務局：引継ぎの内容は提案者によって異なると思われるため、提案内容が違っても、どちらも評価可能であることは必要。現行事業者の提案においても、引継ぎ以外で魅力的な部分は書かれるものと思われる。

委員：さらに次の事業への引継ぎ準備等については評価対象とするか。

事務局：一般的に、さらに次期の事業を見据えて進められる事業においては評価対象とすべきものと理解している。一方で、本事業においては後継機に関する事項が未確定であるため、次々期事業への引継ぎについては提案を求めるとも評価することも困難である。これを踏まえて、本事業においては10号後継機に対しての拡張性を考慮することのみを求めている。

委員：引継ぎ関係について、現行事業者と同一構成の応募者と新規応募者とで加算点評価項目が異なってもよいと考えられるか。

事務局：高評価を受けやすい提案の方針は各応募者によって異なるものとするが、応募者の立場等によって配点構成等を変えるものではない。

委員：5.(2) 資金調達においては、「効率的」という観点ではなく、「効果的」「有効」などの観点にしてはどうか。

委員：5.(2) 資金調達方法の評価指針にある「過去の実績、人員配置等」については、より適切な内容に修正されたい。

事務局：事業収支計画の考え方を参照した記載であるが、資金調達においては適当でない可能性があるため改めて検討する。

委員：6.（2）ITAR への適合について、具体的に想定される事象があるものか。

事務局：技術援助協定（TAA）への実績の有無を評価すること等を想定している。8号・9号においては衛星メーカから示される技術資料を運用事業者に開示する際に、米国製センサーに関する TAA 締結等の対応が必要となった。本事業においても同様の対応が必要となることが想定される。

委員：TAA 締結が必須であれば、資格審査対象とすること等は想定されるか。

事務局：TAA は契約前に締結するものではなく、事業契約締結後に対応が発生した際に締結することとなる。締結までの期間やノウハウによって円滑に事業を進められることを加点評価としたい。

委員：8.（1）「記載上の留意事項」がブランクであるが、何らか記載方針は示されるか。

事務局：バスケットクローズ的な「その他」の項目としており、基礎点対象となる提案書のほかに、加算点評価となる提案があれば本項目で評価する想定である。項目としては 10 号後継機の拡張性などを例として挙げている。記載上の留意事項をブランクとしていることの趣旨は、記載すべき項目を指定しない「その他」の項目であることを示している。

【審査方法等に関する確認】

委員：技術的な内容も含めて、全委員が全項目を同じウェイトで評価するものか。

事務局：現行事業の審査においては、評価項目の一部について各委員の専門性に合わせて分担評価いただいた。本事業においても、各委員の専門性に合わせて分担のうえ評価していただくことを想定している。

委員：各委員にはそれぞれ専門分野があるところ、専門外の領域を含む全項目を評価することは難しいため、分担することが望ましい。

【その他の意見等】

委員：WLB 及び賃上げへの配点について。省庁通達に沿った対応とは理解しているものの、個人的意見としては、他の評価項目の重要性と比較して WLB 及び賃上げは大きく配点されているように感じる。

（3）その他

指摘事項なし

閉会

第3回 静止気象衛星ひまわりの運用等事業 有識者等委員会

1. 日時 令和7年2月18日（火）15:00—16:45

2. 場所 気象庁3階講堂

3. 議題

（1）特定事業の選定（案）の概要

（2）事業者選定基準（案）の審議

（3）審査の進め方について

4. 議事要旨

開会

配布資料の確認

（1）特定事業の選定（案）の概要

事務局：資料の説明

委員：資料内の「特定事業」とはどのような意味か。

事務局：PFI法の用語であり、PFI法に基づく事業を「特定事業」という。

委員：特定事業として選定する条件として、従来方式より安くなることが絶対条件なのか。それともメリットを踏まえると高くてもよいということはあるのか。

事務局：仮にVFMが出なくても、事業の中身がよりよくなるのであればPFI事業で行ってもよい旨はガイドラインに記載されている。なお本件は定量効果としてVFMが2.0%出るものと見込んでいる。

委員：本事業では整備費が一括払いであることから事業期間を通じた金融機関からのモニタリングが期待できないところ、モニタリングの主体が「国等」と記載されているのはなぜか。

事務局：金融機関からのモニタリングは期待できない点をご指摘のとおり。本事業では発注者にNICTも加わることから、気象庁とNICTの総称として「国等」という表現としている。

委員：本事業がPFI事業になることで宇宙基本計画にうたわれる、宇宙活動を支える技術・産業・人材等の総合的基盤の強化に資するというのはなぜか。

事務局：長期包括契約により事業者のノウハウ蓄積等の機会が得られることと、性能発注であることから民間ノウハウが発揮される機会を提供することに資すると整理している。8号・9号事業の選定時においても、宇宙基本計画に基づく総合的基盤の強化も定性的評価に含めており、そのような経緯も踏まえて今回も設定をしている。

委員：リスク移転コストとしてSPC運営費等を計上することが一般的なのか。

事務局：個別の他事業において詳細な内訳は公表されていないが、直近の他事業では

イコールフィッティングのため、事業のマネジメントに係る費用として SPC 運営費等を従来方式に計上する考えを提供する傾向にある。

委員：国税還元分が従来方式と PFI 方式の双方に計上されているとして、それ以外の調整額に係る両方式間の差額がリスク移転コストとなるという整理で良いか。

事務局：基本的にはそのとおり。なお、国税還元分は従来方式と PFI 方式とで同額ではなく PFI 方式の方がやや大きい。

委員：2 月末に特定事業として公表することで委員会として了承する。

(2) 事業者選定基準（案）の審議

事務局：資料の説明

委員：公表版資料 5 の P. 2、一番最後のフローで記載される最高評価値について、1 者応札の場合においても最高評価値というのか。

事務局：入札説明書において、1 者しか応札がない場合に特有の手続き等は想定しておらず、同様の記載となっている。一般的な表現とご認識いただきたい。

委員：加算点の評価は NICT と共同で行うのか。

事務局：加算点項目では NICT 関連のみに特化した内容はないため、評価は本委員会で行うこととしている。本件については NICT と事前に協議済みである。

委員：本日報告された内容で委員会として了承する。

(3) 審査の進め方について

事務局：資料の説明

委員：委員から、事業者の提案内容に対する質問を行ってよいのか。

事務局：第 4 回委員会で質問事項を取りまとめる。また第 5 回委員会では対面で質問を行う機会がある。

委員：審査員によって評価が割れてしまった場合、ミスリードがあったかを確認する機会があるのか、審査員の個人の意見・解釈を重視するのか。

事務局：評価が割れた場合に備えて各委員の評価点の平均をとるという方法を採用している。なお、8 号・9 号事業の審査と同様に、採点の参考にできるよう事務局のコメントを示したものを何らかの形でお示しする想定である。

委員：事務局が示すのは提案書の要約や、キーワードを拾った資料のようなものか。

事務局：提案書から加算点項目に該当する部分を抜き出す想定。

委員：事務局のコメントに左右されないかが懸念である。

事務局：提案書から加算点項目に該当する部分を抜き出した原文を読んでもらう、事務局のコメントは参考程度にして採点していただきたい。評価にあたっては審査員にて提案内容をしっかりとご確認のうえ評価いただきたい。

- 委員：事務局のコメントは第5回委員会前までにいただけるのか。
- 事務局：第4回委員会で最初のドラフトをお示しする。第4回と第5回の委員会の間に事務局と事業者の間で質問のやり取りを1～2往復して、事務局のコメント内容をブラッシュアップしたいと考えている。
- 委員：第5回委員会の仮採点と第6回委員会の本採点は何が異なるのか。
- 事務局：評価は書面で提出されたものを対象に行う。第5回委員会の事業者ヒアリングにおいて事業者が口頭で説明されたものはあくまで参考情報であり、第6回までにその内容を書面で提出された回答を基に本採点を行っていただく。
- 委員：第6回委員会で基礎点部分の審査結果の報告とあるが、基礎点は合格しているという前提で加算点評価を進めていくので、第6回委員会で何を報告するのか。
- 事務局：第4回・5回委員会では、基礎点部分の審査の経過報告を行う。事業者に基礎点部分についても質問することもあると考えており、最終的な審査結果を第6回に示すことを考えている。
- 委員：平均点で評価を行うということであるが、各委員の評価が収れんすればするほど特異点に引きずられてしまうことを危惧している。本件は技術に対する評価が重要だと思っている。技術面を審査する委員の意見が同じ項目でAとDに分かれた場合に単純に平均していいのか懸念している。
- 事務局：提案内容に誤解がない中で意見が分かれてしまうのは、それはそういうものなのだろうと思う。誤解があって評価が分かれてしまうことは懸念するべき点であり、その回避策として事務局のコメントを提示する想定である。
- 委員：採点が13段階の評価になっているが、さすがにやり過ぎなのではないか。
- 事務局：基本はA～Eの5段階で採点し、ほぼ同じ内容だけど少し差をつけたいときにプラス・マイナスを付けていただきたい。
- 委員：仮採点をした結果が横並びで開示されるのは第6回委員会になるのか。それとも、委員によって評価が大きく分かれたような場合でも、他の委員がどのように採点したのかは開示されずに終わるのか。
- 委員：採点結果を横並びで見たときに、評価が分かれた項目について委員同士で確認する場をどこかで取っていただいた方がよい。その結果、例えば、誤解に基づく仮採点を補正する、或いは、評価が分かれていてもそれぞれそのままの採点とする、などの適切な気付きの機会につながろう。また、事務局コメントについては、事業者の提案内容を事務局で前捌きして委員がより採点しやすいようにしようということかと思うが、発注者としての気持ちが出ないよう、適切な形となるよう留意して頂けるとありがたい。
- 委員：事務局のコメントに、「非常に」や「やや」といった言葉は使わず、提案事項が「書いてある/書いていない」等の事実のみを提示いただきたい。事務局

側の気持ちが評価者に伝わらないほうがいい。

事務局：事務局でご指摘を踏まえて検討を行う。

委員：質問によって初めて事業者が気づいて追加の提案を行ったものと、最初から重要であるとわかって提案を行っているものを同等の評価はできないと思っている。質問がなくても最初からしっかりと考えてきたほうに少し点を上にしてよいか。

事務局：そのような評価を頂くことは問題ない考える。

委員：改めての確認だが、委員からの質問は、対面で行う前に書面でも行うタイミングがあるという認識で良いか。そして、それに対する事業者からの回答を確認した上で、事業者ヒアリングに臨むという理解で良いか。

事務局：第4回委員会で質問案を事務局から提示をさせていただく。委員の先生方からほかに質問したいことがあれば、その内容に追加し、速やかに事業者と書面でやり取りを行う。第5回委員会の前に可能な限り早めに委員へ事業者回答を展開する。

委員：審査体制について、気象庁の委員が加算点の採点担当から外れるということか。

事務局：ご認識のとおりである。

委員：審査フロー図の、二次審査の一番最初に「事業提案審査必須項目達成」と書かれているが、これが基礎審査という理解でよいか。この審査に際して事業者へ質問を行うのか。

事務局：ご認識のとおり基礎点部分の審査であり、必須項目を確認する上で必要であれば質問を行う。事務局が質問して回答が返ってきたものは、その都度早めに委員の皆様へ共有を行う。

委員：基礎点部分について質問でクリアにすべき点が1～2個残っていたとしても、第4回委員会時点で基礎点部分が合格の見込みであることを事務局から報告いただいたうえで進めるものと認識した。

委員：ヒアリングには基礎点はクリアしているチームだけが来る、要求水準を満たしていなければ、ヒアリング以前の段階で落とされているという理解でよいか。

事務局：ご認識のとおりである。

委員：加算点評価のスタートラインはEであるという認識で良いか。なかなかEは付けづらく、Cをスタートラインにしてしまう心理が働いてしまう。

事務局：ご認識のとおりである。基礎点を満たしている上での加算点評価であるため、Eの判断をしてもらうことは妥当と考えている。

委員：スタートをどこに置くかによって、平均をとったときに他の委員との差が出てしまう。

委員：平均は全員に点数が入るので、ずれていても問題ない。分散が大きい小さいかがずれていると、分散が大きい人の評価が重くなる。分散の大きさを統一するかどうか。

事務局：要求水準を満たしている上での加算点評価なので、Eの配点0%をベースに見ていただくのが適切ではないか。

委員：Eをベースにすることでいいと思う。ゼロをスタートとして、あとは上乗せしていくということだよ。

事務局：要求水準を全て満たしていることを前提としての加算点評価なので、Eの0%をベースとした評価をしていただきたく、この評価基準のまま進めさせていきたい。

委員：論理的にはこの評価基準で特段問題ないのだろうが、ただ、採点が最大13段階に分かれてしまう可能性があることなどもあわせると、ベースとなる評価を本来的には3段階くらいに整理するような検討もありえたのかもしれないが。この評価ランクの設定は現行事業のときと同様なのか。

事務局：同様である。

委員：最近是人件費や工事費の高騰のため不落の案件が多くなっていると聞く。審査フロー図を見ると加算点項目の審査をした後に開札となっているが、開札した結果、予定価格を超過して不落となる可能性もある。国の制度上、審査はこの順番で行うしかないのか。

事務局：そのとおりであり、ご理解いただきたい。

閉会

第4回 静止気象衛星ひまわりの運用等事業 有識者等委員会

1. 日時 令和7年8月21日（木）15:00－16:55

2. 場所 気象庁7階会議室1

3. 議題

- (1) 審査等の進め方について
- (2) 事業提案概要について
- (3) 基礎点項目の審査状況について（報告）
- (4) 事業者への質問事項（案）について

4. 議事要旨

開会

配布資料の確認

(1) 審査等の進め方について

事務局：資料の説明

委員：第5回有識者等委員会までに加算点採点表の仮の仮採点を行うことは必須の対応事項か。

事務局：ヒアリング後にも仮採点の時間は設けるが、可能な範囲で事前にご対応いただきたいと考えている。

委員：承知した。加算点採点表の事務局コメントが、提案書のいずれのページの内容に対するものか記載いただきたい。

事務局：承知した。資料に加筆のうえ送付する。

委員：全く準備のない状態でヒアリング後にいきなり仮採点することは難しいと考える。委員のコメント欄については、すべての項目で詳細に記載する必要ではなく、重要点のみで問題ないと考えるため極力対応いただくことが望ましい。ただし、事業経営分野と技術分野で負担感が異なると考えるため、事務局に調整いただきたい。

委員：事務局コメントは事務局が加算すべきと考えた点を記載したものか。それとも提案に対する客観的事実のみを記載したものか。

事務局：事実のみを記載している。評価は委員にご判断いただきたい。

委員：事業経営分野の採点にあたって加算点の採点基準と基礎点の採点基準はどのように異なるのか。

事務局：事業経営分野の基礎点は事業実施が困難と考えられるような重大な問題がないかどうかや、計算に誤りがないかなどを確認している。

委員：基礎点項目の採点基準の資料を共有いただきたい。基礎点と加算点で重複している項目もあるため、評価に齟齬がないようにしたい。基礎点の合格

判断基準ラインを加算点評価の起点（０点）として、適切な加算点評価を実施できればと考える。

事務局：承知した。

委員：別紙１－１（３）ヒアリング後について、「第２次審査は、書面（第２次審査資料及び（１）及び（３）の質問書に対する回答）のみによって行います。」との言及は不要ではないか。

委員：ヒアリングの意義がないように読めるため削除でよいと考える。

委員：ヒアリングで提案書にはない口頭説明した内容については口約束とならないように改めて書面で受領して評価対象とする趣旨と考える。

委員：評価は提案書と書面化されたヒアリングの内容を基に行うという趣旨と考えるが、現案の書きぶりは趣旨が明瞭でないため修文いただきたい。

事務局：趣旨が伝わるよう修文する。

委員：ヒアリングにおいて提案書にはない内容を問い、事業者が実際には考慮しておらず実施予定でなかった内容でも「実施する」と説明した場合、その回答内容は加算点評価対象とするのか。

委員：提案書に記載はないがヒアリングにおいて事業者が実施すると説明した内容については、加算点評価の対象となるため、事業者の説明内容を書面化のうえ、実施を求めることと考える。したがって、仮にヒアリングで実施すると説明したが、ヒアリング後に事業者が実施困難と判断して書面化しない内容があれば、本採点で評価を落とすものと理解している。

事務局：ご認識のとおりである。

（２）事業提案概要について

事務局：本委員会における審議の参考とするため、事業者の提案概要を事務局にて要約した資料について説明

（３）基礎点項目の審査状況について（報告）

事務局：資料の説明

指摘事項なし

（４）事業者への質問事項（案）について

事務局：資料の説明

委員：事業者への質問・回答を踏まえて事務局コメントが更新された加算点採点表が共有されるのはいつか。

事務局：第５回有識者等委員会の前日に委員へ送付する予定である。事業者への質問は８月２２日（金）に事務局から送付し、８月２８日（木）を回答期限として

いる。

委 員：事業者から受領する回答結果を共有いただくことは可能か。

事務局：事業者から受領でき次第、迅速に共有する。

委 員：ヒアリングにおいて、質問内容についての説明は事業者に要求しているか。

事務局：質問内容を含める旨は要求していないため、あくまでプレゼンは事業者が強調したい点を話すと認識している。

委 員：質問時間が不足する懸念がある。特に技術では優先度の高い質問もあると考えるため、質問の優先順位は事前に確認してはいかかがか。

事務局：ご指摘のとおり、他の委員の質問内容を把握してからヒアリングに臨むことが望ましいと考える。

委 員：問題ないと考える。

事務局：質問時間が不足する懸念について、質疑応答の時間が多少延長することは問題ないと考えており、確認必須の質問は消化しきるよう委員長に進行いただきたい。

委 員：質疑応答時間を予め少し延ばし、その分プレゼンの時間を短縮するというやり方もあるかもしれないがいかかがか。

委 員：事業者は選定されるために周到に準備して発表に臨むものなので、発表時間の短縮は望ましくないと考える。

委 員：質疑の際は技術分野から先に聞くことが望ましいと考える。なお、現時点で疑問のある点は、明日送付する事業者への質問事項に含められるように検討する。

閉会

第5回 静止気象衛星ひまわりの運用等事業 有識者等委員会

1. 日時 令和7年9月2日（火）13:26－14:40

2. 場所 気象庁7階会議室1

3. 議題

（1）基礎点項目の審査状況について（報告）

（2）ヒアリング質問事項の事前打ち合わせ

（3）第二次審査ヒアリング

4. 議事要旨

開会

配布資料の確認

（1）基礎点項目の審査状況について（報告）

事務局：資料の説明

指摘事項なし

（2）ヒアリング質問事項の事前打ち合わせ

指摘事項なし

（3）第二次審査ヒアリング

事業者ヒアリング

閉会

第6回 静止気象衛星ひまわりの運用等事業 有識者等委員会

1. 日時 令和7年9月16日（火）15:00—16:15

2. 場所 気象庁7階会議室1

3. 議題

（1）基礎点項目の審査結果について

（2）加算点項目の採点について

（3）審査講評（案）について

4. 議事要旨

開会

配布資料の確認

（1）基礎点項目の審査結果について

事務局：資料の説明

指摘事項なし

（2）加算点項目の採点について

事務局：資料の説明

委員：7（2）の気象衛星特有のリスクに対する対策の採点にあたって、提案の記載内容が本当に気象衛星特有のリスクであるか明確に認識できていない懸念がある。採点の参考とするため、技術に詳しい委員に解説いただきたいかがか。

委員：リスク対策について、特に加算すべき内容はない認識で採点した。

委員：静止気象衛星に限ったことではなく衛星全般として、地上であれば設備の異常が発生した際にエンジニアが迅速に現地で確認し修理や部品交換できるが、衛星はロケットが着火した瞬間から何もできない。その点をよく認識して対策が考えられているかどうかで採点した。なお、採点が委員の間で分かれることは良いと考えるため、無理に揃える必要はない認識である。

（本採点の実施。事務局にて採点結果集計）

（3）審査講評（案）について

事務局：資料の説明

委員：本事業は、防災面での社会基盤の核となる静止気象衛星の運用等に係る極めて重要な事業。これをふまえ、P. 4の「3. その他」について、1ポツ目の前に、P. 1の「1. 総評」の冒頭の本事業の意義に関する文章を再掲

するなどし、「本事業は～効果的に運用することを目的とした極めて重要なプロジェクトであり、以下の点に配慮いただきたい」といった記載を追記してはいかがか。

委員：P. 4の「3. その他」の2ポツ目の人材確保について、人材育成も重要なことなので、人材確保及び育成と記載いただきたい。

委員：P. 4の「3. その他」の3ポツ目のリスク対策について、「～のリスクについても留意されたい」との記載であるが、リスクに留意するだけでなく、リスクへの対応まで適切に実施することを求める旨を記載いただきたい。

事務局：長い事業期間の中で新たなリスクが生じたり、リスクの性質が変わる可能性があるため、臨機応変にその変化に応じた対策を取ることを含めて期待したいという趣旨の認識でよいか。

委員：そのとおり。

委員：リスク対策について、できることは最初から実装していくことを期待する旨を記載した方がよい。運用しながらの実装では対応が遅れる懸念がある。特にサイバー攻撃は深刻であり、表現を強めて記載することが望ましい。P. 4の「3. その他」の3ポツ目の記載としては「リスク対策に関して、～将来的な未知のリスクについて引き続き検討と対策の実装が期待される」といった表現はいかがか。

委員：P. 4の「3. その他」の4ポツ目のITAR（国際武器取引規則）について、実績がある機器（イメージャ）はこれまでの流れでITARの手続きはできると思うが、実績のない新たな観測機器（サウンダ）の手続きは大丈夫か。

事務局：ITARについて、実績のある観測機器も実績のない新たな観測機器も、米国の同一企業に下請発注しており、一括でITARの手続きをするため新たな懸念は生じないという認識である。

委員：同一企業であっても機器によって判断が異なると考える。現段階で対策はできないと考えるが、適切に対応することを求めているかという意図であるがいかがか。

事務局：イメージャとサウンダは概ね同様の機器であり、現行事業と同様に対応すればITARは問題ない認識である。

委員：承知した。特に言及しなくてもよいと理解した。

委員：冒頭の総評に基礎点部分は確実であると強調して記載することが一案と考える。

委員：P. 4の「3. その他」のタイトルは「今後に向けた意見」など別のタイトルに修正いただきたい。

委員：お忙しい中ご協力いただいた委員の皆様に御礼する。1者応札であるがゆえに審査が難しかったと考える。委員会は本日で終了であるが、今後とも

気象庁で実施する気象業務にご理解・ご支援をいただきたい。改めて委員の皆様へ感謝するとともに、難解な本委員会をとりまとめていただいた委員長へ感謝する。

委員：委員の皆様と事務局の皆様に協力いただき感謝する。本事業は重要な国家プロジェクトであり、候補事業者の選定に係る委員会としては一区切りだが、事業としてはここからが本格的スタート。民間事業者としっかりとパートナーシップを築き、良い事業を推進していただきたい。

閉会